

農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置等に関する意見書(案)

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、近年の米価の下落、木材価格や魚価の低迷、燃油価格の高騰など農林漁業者にとって、厳しい状況が続いている。

特に、コストに占める燃油費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、その経営は深刻な状態に陥っているところである。

こうした中において、農林漁業用軽油に係る免税措置や農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置が本年度末で廃止されることとなっており、これに加え、平成23年度税制改正の中では、地球温暖化対策税(仮称)と称し、燃油への新たな課税が検討されているところである。

今後、こうした免税・還付制度が廃止され、新たな課税が行われると、農林水産業経営やその存続に大きな影響を与えかねない。

よって、国におかれては、我が国の食料・木材の安定供給並びに、農林水産業経営安定のため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置について、継続すること。
- 2 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税・還付措置について、継続すること。
- 3 地球温暖化対策のための税について、農林漁業者に新たな負担を求めるような制度を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)
農林水産委員会委員長 平木 哲朗

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官